

平成30年度 宗像市保育料利用者負担(保育料)基準額表

市階層	階層区分	2号認定：3歳以上児				3号認定：3歳未満児				
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B	市町村民税非課税世帯	6,000円	0円	6,000円	0円	9,000円	0円	9,000円	0円	
B-1	B階層のひとり親世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
C	市町村民税所得割額	48,600円未満	16,500円	8,250円	16,300円	8,150円	19,500円	9,750円	19,300円	9,650円
C-1		C階層のひとり親世帯等	6,000円	0円	6,000円	0円	9,000円	0円	9,000円	0円
D0		48,600円～57,700円未満	23,500円	11,750円	23,100円	11,550円	26,500円	13,250円	26,000円	13,000円
D0-1		D0階層のひとり親世帯等	6,000円	0円	6,000円	0円	9,000円	0円	9,000円	0円
D1		57,700円～77,101円未満	23,500円	11,750円	23,100円	11,550円	26,500円	13,250円	26,000円	13,000円
D1-1		D1階層のひとり親世帯等	6,000円	0円	6,000円	0円	9,000円	0円	9,000円	0円
D2		77,101円～97,000円未満	27,000円	13,500円	26,600円	13,300円	30,000円	15,000円	29,600円	14,800円
D3		97,000円～135,000円未満	(3歳児) 38,980円	(3歳児) 19,490円	(3歳児) 36,500円	(3歳児) 18,250円	39,660円	19,830円	39,000円	19,500円
D4		135,000円～169,000円未満					44,500円	22,250円	43,900円	21,950円
D5		169,000円～301,000円未満					61,000円	30,500円	60,100円	30,050円
D6	301,000円～397,000円未満	80,000円					40,000円	78,800円	39,400円	
D7	397,000円以上	(4歳以上児) 32,480円	(4歳以上児) 16,240円	(4歳以上児) 30,000円	(4歳以上児) 15,000円	(0歳児) 104,000円 (1,2歳児) 87,810円	(0歳児) 52,000円 (1,2歳児) 43,900円	(0歳児) 102,400円 (1,2歳児) 85,330円	(0歳児) 51,200円 (1,2歳児) 42,660円	

※ 算定対象となるお子さんのうち、第3子以降の保育料は全階層 無償（0円）です。

※ 「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯、または障がい児や障がい者がいる世帯をいいます。

- ・平成29年4月1日現在の年齢により利用者負担額を算定します。年度途中に誕生日を迎えても料金は変わりません。
- ・B階層、B-1階層となるのは、市町村民税所得割額、均等割額がともに非課税の世帯です。
- ・D1及びD2からD7までの階層については、保育所、幼稚園、認定こども園等を兄・姉が同時に利用する場合、2番目の児童は半額、3番目以降の児童は無償です。（兄・姉が同時に利用している場合の年齢の上限は、小学校入学前までです。）
- ・A、B、B-1、C、C-1、D0、D0-1、D1-1階層については、多子算定の年齢の上限を撤廃し、入所児の保護者に監護され、生計を同じくする兄・姉が算定対象になります。

保育料に関するよくあるご質問

Q&A	質問	回答
	平成30年9月以降の保育料はどのように計算するのですか？	平成30年5～6月頃に確定する「平成30年度市町村民税所得割額」に基づき算定します。9月以降の保育料が変わる場合は、平成30年9月初旬に通知する予定です。 ※通知時期等は変わる場合があります。
	第2子は半額と聞いたのですが、上の子の半額になっていないのはどうしてですか？	保育料は階層制になっています。 第1子のお子様の半額ではなく、各年齢・階層の第1子の半額となります。 例) D4階層 / 保育標準時間 / 第1子：4歳 第2子：1歳の場合 第1子 → 32,530円 / 第2子 → 22,250円 (44,500円の半額)
	ひとり親世帯等は無償にならないのですか？	保育料は世帯の市町村民税所得割額に基づき算定します。ひとり親世帯等であっても、税額に応じて保育料が決定されますので、必ずしも無償にはなりません。

◆ お問合せ先：宗像市 子ども育成課 (TEL：0940-36-1214)